

土砂災害特別警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の指定について

1 土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の目的

土砂災害の自然現象である、「地滑り」、「土石流」、「急傾斜地の崩壊」の恐れのある区域をそれぞれ土砂災害特別警戒区域等に指定し、ソフト対策の推進を図るものである。

2 本市における区域指定数（令和3年（2021年）3月19日時点）

	土砂災害特別警戒区域 （レッドゾーン）	土砂災害警戒区域 （イエローゾーン）
地滑り	0 区域	0 区域
土石流	86 区域	116 区域
急傾斜地の崩壊	350 区域	402 区域

3 レッドゾーン指定による影響

- (1) 小田原市地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を定めることが義務付けられている。
- (2) 土砂災害ハザードマップの作成などによる周知の徹底が義務付けられている。
- (3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成などが義務付けられている。
- (4) 宅地建物取引を行う際、重要事項として説明が義務付けられている。

※(1)～(4)については、イエローゾーンの指定の段階から発生している措置

- (5) 特定の開発行為を行う場合、県知事の許可が必要
- (6) 新築、増築、改築の際、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たしているかの確認が必要
- (7) 建築物の移転などの勧告を県知事が行える。
- (8) 宅地及び宅地の評価に準じた評価をしている土地については、固定資産税の減価が行われる。

4 情報公開

- (1) 県（県庁砂防海岸課、小田原土木センター）と市（建設政策課）で、指定された区域ごとに縮尺 2500 分の 1 の地図を閲覧可能
- (2) 県土砂災害情報ポータルで公開

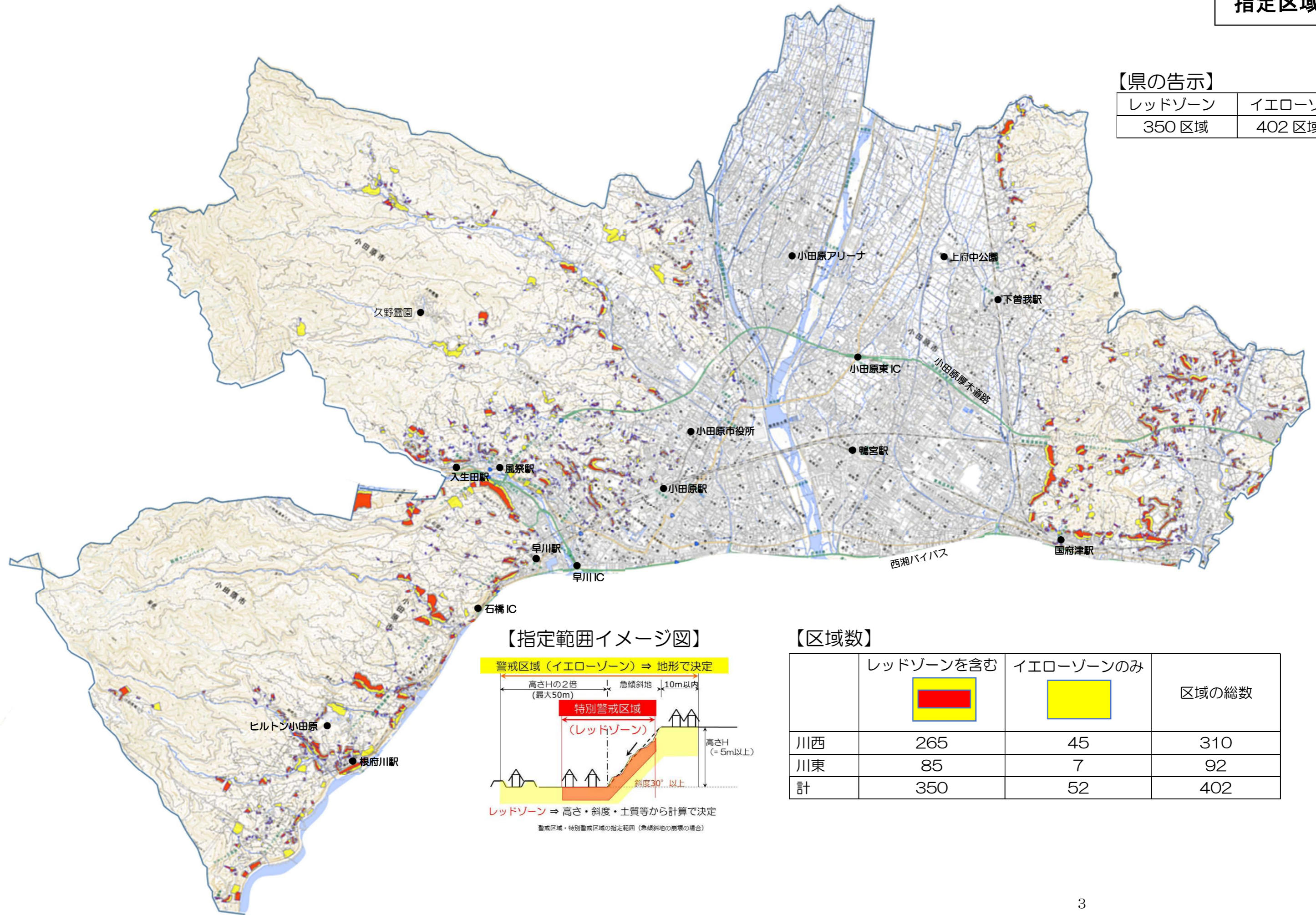
地区ごとのレッドゾーンを含む区域と、イエローゾーンのみの区域の指定数

川西			川東		
地区名	区域数		地区名	区域数	
	レッド含む	イエローのみ		レッド含む	イエローのみ
江之浦	16	3	曾我大沢	1	1
根府川	24	2	上曾我	3	1
米神	8	2	曾我岸	1	0
石橋	11	0	曾我谷津	4	0
早川	26	3	曾我原	0	1
南町1丁目	1	0	曾我別所	2	0
板橋	10	2	沼代	12	1
入生田	9	1	小竹	10	0
風祭	16	0	小船	6	0
水之尾	6	0	山西	1	0
十字4丁目	2	0	東ヶ丘	2	0
城内	1	0	中村原	2	2
城山1丁目	4	1	上町	7	0
城山2丁目	5	0	羽根尾	6	0
城山3丁目	6	4	前川	9	1
城山4丁目	4	0	国府津	10	0
荻窪	30	4	国府津4丁目	1	0
谷津	2	0	国府津5丁目	3	0
久野	57	16	田島	4	0
多古	2	0	千代	1	0
扇町5丁目	2	0			
府川	10	5			
清水新田	2	0			
北ノ窪	5	2			
穴部	6	0			
計	265	45	計	85	7

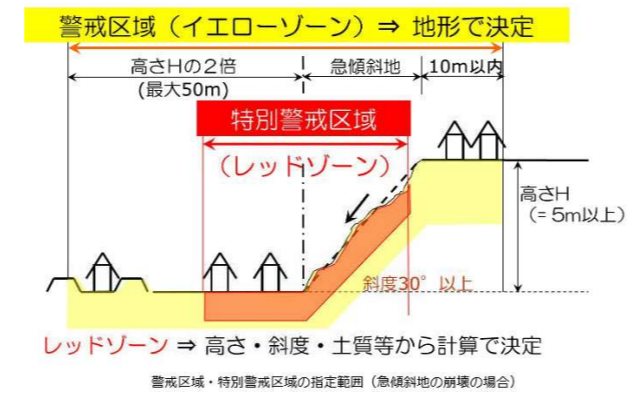
指定区域図

【県の告示】

レッドゾーン	イエローゾーン
350 区域	402 区域



【指定範囲イメージ図】



【区域数】

	レッドゾーンを含む	イエローゾーンのみ	区域の総数
川西	265	45	310
川東	85	7	92
計	350	52	402

土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (略称：土砂法) について

1 土砂法の背景

平成 11 年 6 月 29 日に中国地方に停滞した梅雨前線に伴う集中豪雨により、広島市等において土砂災害が多発（土石流：139 件、がけ崩れ：186 件 計 325 件）し、24 名の尊い命が犠牲となったことに端を発し、国では、これまでのハード対策とは別に、立地抑制策等のソフト対策に関する法整備に着手した。

災害対策工事等のハード対策については、現在においてもたゆまなく進められているが、膨大な時間と費用が必要であることから、ソフト対策として、土砂災害の危険性のある区域を明らかにするとともに、警戒避難体制を整備し、立地抑制策を充実させるため、平成 13 年 4 月 1 日に「土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（略称：土砂法）」が施行されたものである。

この法律は、土砂災害から国民の生命・身体を守ることに、行政側が全ての責任を負うものではなく、また、住民の自己責任に全てを委ねるというものでもなく、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」とが相乗的に働くことで減災効果を期待する法律である。

2 土砂法の目的

土砂災害の自然現象である、「地滑り」、「土石流」、「急傾斜地の崩壊」の恐れのある区域をそれぞれ指定し、特定の開発行為に対する許可や建築物の移転勧告、建築物の構造規制、地域防災計画への記載、警戒避難体制の整備、土砂災害ハザードマップによる周知等のソフト対策の推進を図るものである。なお、災害対策工事等のハード対策には触れていないことが特徴である。

3 区域指定の流れ

土砂災害特別警戒区域等の指定にあたっては、土砂法第 4 条により、都道府県が、溪流や斜面及びその下流などの土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査を行い、この結果を公表する。その後、都道府県知事から地先の市町村への意見照会を経て、区域指定の告示がなされる。

区域指定については、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域を土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）とし、さらに、これらの区域で建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域を土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）として指定される。

4 土砂災害特別警戒区域等の指定範囲

土砂災害警戒区域については、傾斜度が 30 度以上で高さが 5 m 以上の区域、急傾斜地の上端側から水平距離で 10m 以内の区域、急傾斜地の下端側から急傾斜地の高さの 2 倍以内（50m を超える場合は 50m）の区域が指定される。

土砂災害特別警戒区域については、国の算定基準に基づき、斜度、高さ、土質等から計算を行い、急傾斜地の崩壊により、木造等の建物が損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域が指定される。